## 西宮市地域福祉推進検討会議設置要綱

(設置)

第1条 西宮市地域福祉計画(以下、「計画」という。)における施策・事業に関して、西宮市社会福祉協議会が策定した地域福祉推進計画(以下、「市社協計画」という。)における取り組みと連携して推進を図るために「西宮市地域福祉推進検討会議」(以下、「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討会議は、次の事務を所掌する。
  - (1) 計画における重点的な取り組みの推進に関する事項
  - (2) 市社協計画との連携・協働に関する事項
  - (3) その他、計画における施策・事業の推進に関する事項

(構成等)

- 第3条 検討会議は別表に掲げる部署の長をもって構成する。
- 2 検討会議にリーダーを置き、リーダーには健康福祉局福祉総括室地域共生推進課長を 持って充てる。

(会議)

- 第4条 検討会議はリーダーが招集し、別表に掲げる部署の長のうち、検討事項に関連する部署の長が出席する。
- 2 リーダーは必要に応じて、別表に掲げる部署の施策・事業の担当者を検討会議へ加えることができる。
- 3 リーダーは必要に応じて、別表に掲げる部署以外の地域福祉推進のための重点的な取り組みに関連する部署及び支援機関等の職員を検討会議に加えることができる。

(事務局)

第5条 検討会議の庶務は、健康福祉局福祉総括室地域共生推進課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関して必要な事項は、リーダーが別に定める。

附則

この要綱は、平成22年7月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

ISH 目II

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 KH 即

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## (別表)

部署	課名
健康福祉局福祉総括室	地域共生推進課
健康福祉局福祉総括室	福祉のまちづくり課
健康福祉局福祉部	高齢介護課
健康福祉局福祉部	障害福祉課
健康福祉局生活支援部	生活支援課
健康福祉局生活支援部	厚生課
健康福祉局保健所	地域保健課
健康福祉局保健所	健康増進課
こども支援局子供支援総括室	子供支援総務課(計画推進担当)
こども支援局子育て支援部	子供家庭支援課
こども支援局こども未来部	地域・学校支援課
こども支援局こども未来部	子育て総合センター
総務局危機管理室	地域防災支援課
市民局コミュニティ推進部	市民協働推進課
市民局コミュニティ推進部	地域コミュニティ推進課
産業文化局生涯学習部	生涯学習企画課
都市局都市総括室	すまいづくり推進課
教育委員会学校教育部	学校教育課
西宮市社会福祉協議会	地域福祉課
西宮市社会福祉協議会	共生のまちづくり推進課
西宮市社会福祉協議会	くらし相談支援課